

第99回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧

議案番号	件 名	備 考
第 48 号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）の専決処分（専決第5号）の承認について	6月4日提出
第 49 号議案	宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第6号）の承認について	6月4日提出
第 50 号議案	令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）	6月4日提出
第 51 号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	6月4日提出
第 52 号議案	宍粟市印鑑条例の一部改正について	6月4日提出
第 53 号議案	宍粟市税条例の一部改正について	6月4日提出
第 54 号議案	宍粟市集落センター条例の一部改正について	6月4日提出
第 55 号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	6月4日提出
報告第2号	一般財団法人宍粟北みどり農林公社令和2年度決算書及び令和3年度事業計画書等の提出について	6月4日提出
報告第3号	繰越計算書の報告について	6月4日提出
報告第4号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	6月4日提出
報告第5号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について	6月4日提出

第48号議案

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）の専決処分（専決第5号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三



専決第5号

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

宍粟市長 福元 晶



追加
第 1 表
繰越明許費補正
(単位：千円)

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	一宮温泉「まほろばの湯」修繕事業	16,665

第 4 9 号議案

宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第 6 号）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三



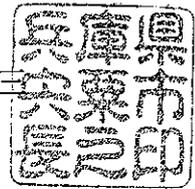
専決第6号

宍粟市税条例等の一部改正の専決処分について

別紙のとおり宍粟市税条例等の一部を改正する条例の制定に当たり、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

宍粟市長 福元 晶



宍粟市税条例等の一部を改正する条例

令和3年3月31日

条例第15号

(宍粟市税条例の一部改正)

第1条 宍粟市税条例（平成17年宍粟市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)」を付し、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しないこととする。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のもの

を除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(宍粟市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宍粟市税条例の一部を改正する条例(令和2年宍粟市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、宍粟市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第1条第3号中「附則第7条」を「附則第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宍粟市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の宍粟市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得さ

れた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

新旧対照条文

○兵庫県条例の一部改正【第1条による改正】

現 行	改 正 案
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項並びに第53条の10第1項において「退</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たさず場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たさず場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項並びに第53条の10第1項において「退</p>

現 行	改 正 案
<p>書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>	<p>職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 13 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 る。 る。</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 る。 る。</p>

現 行	改 正 案
15 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	16・17 (略)
17・18 (略)	(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 (略)	第11条 (略)
(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)	(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等で	第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等で

現 行	改 正 案
<p>あるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>あるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1</p>

現 行	改 正 案
<p>項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>	<p>項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p>
<p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地</p>	<p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度分の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地</p>

現 行	改 正 案
<p>に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」と</p>	<p>率を乗じて得た額（令和3年度の固定資産税にあっては、前年度の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定</p>

現 行	改 正 案
<p>いう。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 (略)</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車税法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[] (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[] (略)</p>	<p>期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 (略)</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車税法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[] (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[] (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車に 車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に 該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。） に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第25条 (略)</p>	<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営 業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガ ソリン軽自動車(ガソリン軽自動車)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該 ガソリン軽自動車(ガソリン軽自動車)が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前 項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する 第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車(ガソリン軽自動車)が 令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年 度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車(ガソリン軽自動車)が 令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車に 車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に 該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。） に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特 例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の 2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17</p>

現 行	改 正 案
	年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

○兵庫県条例の一部改正（令和2年兵庫県条例第20号）の一部改正【第2条による改正】

現 行	改 正 案
<p>第2条 兵庫県条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」</p>	<p>第2条 兵庫県条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」</p>

現 行	改 正 案
<p>を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p>	<p>を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p>
<p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。</p>	<p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。</p>
<p>第52条第4項から第6項までを削る。</p>	<p>第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p>	<p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p>
<p>(略)</p>	<p>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</p>

現 行	改 正 案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条中央票市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び<u>附則第7条</u>の規定 令和3年10月1日</p> <p>(4) (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条中央票市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び<u>附則第6条</u>の規定 令和3年10月1日</p> <p>(4) (略)</p>

第50号議案

令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度宍粟市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ159,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,643,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			2,399,987	225,436	2,625,423
1 国庫負担金			1,365,001	11,658	1,376,659
2 国庫補助金			1,024,593	213,778	1,238,371
16 県支出金			1,612,669	150	1,612,819
2 県補助金			675,611	150	675,761
20 繰越金			1	6,494	6,495
1 繰越金			1	6,494	6,495
21 諸収入			689,213	1,500	690,713
4 雑収入			333,917	1,500	335,417
22 市債			2,555,400	74,200	2,481,200
1 市債			2,555,400	74,200	2,481,200
歳入	合計	計	23,484,612	159,380	23,643,992

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費				
	1 総務管理費	2,968,397	11,956	2,980,353
	2 徴税費	2,517,969	10,730	2,528,699
3 民生費		180,258	1,226	181,484
	6,999,596	20,695	7,020,291	
	1 社会福祉費	3,986,888	2,260	3,989,148
	2 児童福祉費	2,678,484	18,435	2,696,919
4 衛生費		2,900,046	50,389	2,950,435
	1 保健衛生費	1,399,796	50,389	1,450,185
6 商工費		1,560,824	51,125	1,611,949
	1 商工費	1,560,824	51,125	1,611,949
7 土木費		2,470,831	7,812	2,478,643
	1 土木管理費	248,825	7,812	256,637
8 消防費		909,219	98,357	1,007,576
	1 消防費	909,219	98,357	1,007,576
9 教育費		1,930,706	80,954	1,849,752
	1 教育総務費	596,211	15,933	612,144
	2 小學校費	196,380	10,000	186,380
	3 中学校費	212,025	86,887	125,138
歳出	合計	23,484,612	159,380	23,643,992

第 2 表 地方債補正

変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
教育施設整備事業	99,200	25,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,399,987	225,436	2,625,423
16 県支出金	1,612,669	150	1,612,819
20 繰越金	1	6,494	6,495
21 諸収入	689,213	1,500	690,713
22 市債	2,555,400	74,200	2,481,200
歳入合計	23,484,612	159,380	23,643,992

(単位：千円)

歳出	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
					補正額			
					特 定 財 源	財 源	内 訳	
国県支出金	地方債	その他	一般財源					
2	総務費	2,968,397	11,956	2,980,353	10,176		1,500	280
3	民生費	6,999,596	20,695	7,020,291	20,802			107
4	衛生費	2,900,046	50,389	2,950,435	50,389			
6	商工費	1,560,824	51,125	1,611,949	51,125			
7	土木費	2,470,831	7,812	2,478,643	1,404			6,408
8	消防費	909,219	98,357	1,007,576	98,357			
9	教育費	1,930,706	80,954	1,849,752	6,667	74,200		87
	歳出合計	23,484,612	159,380	23,643,992	225,586	74,200	1,500	6,494

2 歳入

(単位：千円)

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	116,782	11,658	128,440	1 保健衛生費負担金	11,658	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金
計	1,365,001	11,658	1,376,659			

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	194,331	214,764	409,095	1 総務管理費補助金	214,764	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	540,401	20,210	560,611	1 社会福祉費補助金	1,775	地域女性活躍推進交付金
				2 児童福祉費補助金	18,435	子育て世帯生活支援特別交付金 子育て世帯生活支援特別交付金
4 土木費国庫補助金	165,848	1,404	167,252	3 住宅費補助金	1,404	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)
6 教育費国庫補助金	26,333	22,600	3,733	2 小学校費補助金	3,000	学校施設環境改善交付金
				3 中学校費補助金	19,600	学校施設環境改善交付金
計	1,024,593	213,778	1,238,371			

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	25,912	150	26,062	1 総務管理費補助金	150	地域再生大作戦未実施集落元気度調査補助金
計	675,611	150	675,761			

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	6,494	6,495	1 前年度繰越金	6,494	前年度繰越金
計	1	6,494	6,495			

(単位：千円)

(項) 4 雑入

(款) 21 諸収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	332,414	1,500	333,914	1 総務費雑入	1,500	地方創生に向けてがんばる地域応援事業補助金
計	333,917	1,500	335,417			

(項) 1 市債

(款) 22 市債

8 教育債	99,200	74,200	25,000	1 小学校債	7,000	過疎対策事業債(小学校整備事業)	7,000
				2 中学校債	67,200	過疎対策事業債(中学校整備事業)	67,200
計	2,555,400	74,200	2,481,200				

3 歳出

(款) 2 総務費

(単位：千円)

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
1 一般管理費	934,212	280	934,492			280	19 扶助費	280	災害見舞金	280
9 地域振興費	300,627	1,650	302,277	150	1,500		10 需用費	50	文具消耗器材	50
							11 役務費	100	郵便料	100
							18 負担金、補助及び交付金	1,500	地方創生に向けてがんばる地域応援事業補助金	1,500
11 高度情報通信費	164,029	8,800	172,829				12 委託料	8,800	システム更新業務委託料	8,800
計	2,517,969	10,730	2,528,699		1,500	280				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2 賦課徴収費	54,633	1,226	55,859				11 役務費	27	スマホ決済取扱手数料	27
計	180,258	1,226	181,484				12 委託料	1,199	システム改修業務委託料	1,199

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

6 在宅介護支援費	870,965	205	871,170			205	10 需用費	205	印刷製本費	205
12 人権推進費	20,296	2,055	22,351	2,367		312	1 報酬	0	財源更正	0
							4 共同費	0	財源更正	0
							10 需用費	50	文具消耗器材	50

一般会計

2 総務費

(単位：千円)

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
							11 役務費	5 郵便料	5
							12 委託料	地域女性活躍つながりサポート業務委託料	2,000
計	3,986,888	2,260	3,989,148			107			2,000

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費									
5 児童手当等支給費	633,412	18,435	651,847				3 職員手当等	135 時間外勤務手当	135
							12 委託料	システム改修業務委託料	3,300
							18 負担金、補助金及び交付金	子育て世帯生活支援特別給付金	15,000
計	2,678,484	18,435	2,696,919						

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費									
1 保健衛生総務費	933,947	38,731	972,678				11 役務費	100 建築確認申請手数料	100
							14 工事請負費	施設改修工事費	23,300
							27 繰出金	国民健康保険診療所特別会計繰出金	15,331
4 予防費	306,454	11,658	318,112				3 職員手当等	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当	9,758 1,900
計	1,399,796	50,389	1,450,185						

(単位：千円)

(項) 1 商工費

(款) 6 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源	一般財源		区分	金額		
					国県支出金	地方債				その他
2 商工業振興費	731,646	51,125	782,771	51,125			18 負担金、補助及び交付金	51,125	地域応援商品券発行事業補助金 商工業等 I T 化支援事業助成金	
計	1,560,824	51,125	1,611,949	51,125					50,125 1,000	

(項) 1 土木管理費

(款) 7 土木費

1 土木総務費	248,825	7,812	256,637	1,404		6,408	8 旅費	312	普通旅費	312
							11 役務費	1,000	相続財産管理人手續費用予納金	1,000
							12 委託料	500	空き家対策業務委託料	500
							14 工事請負費	5,500	特定空き家等解体工事費	5,500
							23 投資及び 出資金	500	近畿市町村災害復旧相互支援機構 出資金	500
計	248,825	7,812	256,637	1,404		6,408				

(項) 1 消防費

(款) 8 消防費

3 消防施設費	14,487	360	14,847	360			14 工事請負費	360	施設改修工事費	360
4 防災センター管理費	31,509	97,411	128,920	97,411			14 工事請負費	97,411	施設設備更新工事費	97,411
6 災害対策費	51,660	586	52,246	586			14 工事請負費	586	施設改修工事費	586
計	909,219	98,357	1,007,576	98,357						

一般会計

6 商工費

(単位：千円)

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				一般財源			区分	金額		
				特定財源		その他				
				国県支出金	地方債		その他			
3教育振興費	323,562	15,933	339,495	15,933			10需用費	5,915	文具消耗器材	5,915
							12委託料	5,818	学校衛生管理業務委託料	5,818
計	596,211	15,933	612,144	15,933			18負担金、補助及び交付金	4,200	修学旅行キャンセル料補助金	4,200

(款) 9 教育費 (項) 2 小学校費

1学校管理費	146,245	10,000	136,245	3,000	7,000		14工事請負費	10,000	営繕等工事費	10,000
計	196,380	10,000	186,380	3,000	7,000					

(款) 9 教育費 (項) 3 中学校費

3学校施設整備費	86,887	86,887	0	19,600	67,200		87	12委託料	5,685	設計監理業務委託料	5,685
計	212,025	86,887	125,138	19,600	67,200		87	14工事請負費	81,202	施設改修工事費	81,202

第51号議案

令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

令和3年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	入		92,594	8,780	101,374
		1 外来収入	92,593	8,780	101,373
5 繰入金	金		116,852	15,331	132,183
		1 他会計繰入金	111,559	15,331	126,890
歳入		合計	221,389	24,111	245,500

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		137,754	19,611	157,365
		1 施設管理費	137,754	19,611	157,365
2	医療費		63,009	4,500	67,509
		1 医療費	63,009	4,500	67,509
歳	出	合計	221,389	24,111	245,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	92,594	8,780	101,374
5 繰入金	116,852	15,331	132,183
歳入合計	221,389	24,111	245,500

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	137,754	19,611	157,365		15,331	4,280	
2 医療費	63,009	4,500	67,509			4,500	
歳出合計	221,389	24,111	245,500		15,331	8,780	

2 歳入

(款) 1 診療収入 (項) 1 外来収入 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険診療報酬収入	17,637	1,418	19,055	1 現年度分	1,418	現年度分 1,418
2 社会保険診療報酬収入	9,076	3,565	12,641	1 現年度分	3,565	現年度分 3,565
3 後期高齢者診療報酬収入	44,403	1,163	45,566	1 現年度分	1,163	現年度分 1,163
4 その他診療報酬収入	4,980	1,350	6,330	1 現年度分	1,350	現年度分 1,350
5 一部負担金収入	15,057	1,284	16,341	1 医療給付分現年度分	1,284	医療給付分現年度分 1,284
計	92,593	8,780	101,373			
(款) 5 繰入金 (項) 1 他会計繰入金						
1 一般会計繰入金	95,959	15,331	111,290	1 一般会計繰入金	15,331	一般会計繰入金 15,331
計	111,559	15,331	126,890			

3 歳 出

(単位：千円)

(項) 1 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債					その他	
1一般管理費	137,754	19,611	157,365			15,331	4,280	1報 酬	4,650	会計年度任用職員報酬	4,650
								8旅 費	1,200	会計年度任用職員通勤費用弁償	1,200
								10需 用 費	2,655	文具消耗器材 電気代	2,565 90
								11役 務 費	131	電話料 し尿汲取手数料	99 32
								12委 託 料	9,272	医師派遣委託料 医療廃棄物処理委託料 P C R 検査委託料	4,800 347 4,125
計	137,754	19,611	157,365			15,331	4,280	13使用料及び 賃借料	1,703	物品借上料	1,703

(款) 2 医業費

(項) 1 医業費

2医療用消耗機材費	5,826	4,500	10,326				4,500	10需 用 費	4,500	医薬材料費	4,500
計	63,009	4,500	67,509				4,500				

第52号議案

宍粟市印鑑条例の一部改正について

宍粟市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市印鑑条例の一部を改正する条例

宍粟市印鑑条例（平成17年宍粟市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「前3項の申請又は届出」を「前2項の規定による申請」に、「第2項の場合において」を「登録された印鑑を紛失しているとき」に改め、同条第4項中「前各項の申請又は届出」を「前3項の規定による申請」に、「当該申請又は届出」を「当該申請」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（成年被後見人による申請等）

第18条 成年被後見人による第3条、第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項の申請については、法定代理人が同行のうえ、成年被後見人本人が申請しなければならない。

2 成年被後見人による第14条第1項の申請に係る同条第2項の代理人については、法定代理人に限る。

3 前2項に規定する場合において、法定代理人は、当該成年被後見人の法定代理人であることを証するために、後見登記の登記事項証明書又は裁判書の謄本及び確定証明書を提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

実栗市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行	改 正 案
<p>(印鑑登録の廃止申請等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前3項の申請又は届出は、代理人によつてすることができる。この場合においては、登録された印鑑(第2項の場合においては、認印)を押印した委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p> <p>4 市長は、前各項の申請又は届出があつたときは、審査したうえ、当該申請又は届出に係る印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>第18条・第19条 (略)</p>	<p>(印鑑登録の廃止申請等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定による申請は、代理人によつてすることができる。この場合においては、登録された印鑑(登録された印鑑を紛失しているときは、認印)を押印した委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p> <p>4 市長は、前3項の規定による申請があつたときは、審査したうえ、当該申請に係る印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(成年被後見人による申請等)</p> <p>第18条 成年被後見人による第3条、第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項の申請については、法定代理人が同行のうえ、成年被後見人本人が申請しなければならない。</p> <p>2 成年被後見人による第14条第1項の申請に係る同条第2項の代理人については、法定代理人に限る。</p> <p>3 前2項に規定する場合において、法定代理人は、当該成年被後見人の法定代理人であることを証するため、後見登記の登記事項証明書又は裁判書の謄本及び確定証明書を提出しなければならない。</p> <p>第19条・第20条 (略)</p>

第53号議案

宍粟市税条例の一部改正について

宍粟市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市税条例の一部を改正する条例

宍粟市税条例（平成17年宍粟市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の宍粟市税条例第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の宍粟市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条ただし書きの規定による改正後の宍粟市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

兵庫県条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行	改 正 案
<p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合において「控除額」といふべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合において「控除額」といふべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314</p>

現 行	改 正 案
<p>条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告</p>	<p>条の7第1項第2号に掲げるものと及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものと及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなものと及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告</p>

現 行	改 正 案
<p>書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第</p>	<p>書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第</p>

現 行	改 正 案
4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）として、同条の規定を適用することができる。	4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）として、同条の規定を適用することができる。

第54号議案

宍粟市集落センター条例の一部改正について

宍粟市集落センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市集落センター条例の一部を改正する条例

宍粟市集落センター条例（平成17年宍粟市条例第130号）の一部を次のように改正する。
別表センター繁盛の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

宍粟市集落センター条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
城下ふれあいセンター	宍粟市山崎町千本屋269番地3	城下ふれあいセンター	宍粟市山崎町千本屋269番地3
センター三方	宍粟市一宮町三方町590番地	センター三方	宍粟市一宮町三方町590番地
センター繁盛	宍粟市一宮町上岸田86番地2		

第55号議案

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宍粟市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

」

を

「

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雑則（第49条）

」

に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に改め、「以上のものに限る。）」の次に「又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年宍粟市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に改め、「以上のものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中本則に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

○兵庫県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第1条による改正】

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。))第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 事業所内保育事業 (第42条—第48条)</p> <p>第6章 雑則 (第49条)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。))第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の</p>

現 行	改 正 案
<p>乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者として適切に確保しなければならぬ。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>又は<u>特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。</u></u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>

○栄栗市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正【第2条による改正】

現 行	改 正 案
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

報告第2号

一般財団法人宍粟北みどり農林公社令和2年度決算書及び令和3年度事業計画書等の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2第1項の規定により、一般財団法人宍粟北みどり農林公社の令和2年度決算書及び令和3年度事業計画書等を提出する。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

令和2年度

決算報告書

(第27期)

事業報告書 (概要)	1
事業損益計算書 (総括)	2
収支計算書 (収入の部)	3
" (支出の部)	4
貸借対照表	5
財産目録	6
正味財産増減計算書	7
監査意見書	8

自・令和2年4月 1日

至・令和3年3月31日

(一財) 宍粟北みどり農林公社

1. 事業概要

(1) 農業経営事業

項目	面積	備考
農業経営	23.9ha	水稲9.5ha(内酒米4.5ha) 黒大豆8.8ha 白大豆2.0ha その他3.6ha

(2) 農作業受託事業

事業種目	本年度実績	本年度計画	前年同期実績	備考
耕耘	60.0ha	72.0ha	69.9ha	
内訳 耕起	27.3ha	35.0ha	34.4ha	
代かき	22.2ha	25.0ha	25.7ha	
肥料散布	8.2ha	10.0ha	8.6ha	
畝立中耕	2.3ha	2.0ha	1.2ha	
防除(稲)	276.3ha	300.0ha	286.0ha	
防除(豆)	36.8ha	30.0ha	34.0ha	
育苗	71,587枚	73,000枚	73,063枚	コシヒカリ、キヌヒカリ、W.C.S等
田植	31.1ha	40.0ha	37.5ha	
刈取	62.8ha	60.0ha	62.3ha	
ライスセンター	470.2t	600.0t	506.7t	
黒大豆	9.3t	10.0t	8.1t	

(3) 生産及び加工等の研究

丹波黒大豆原種ハウス(7棟 15a) 黒大豆採種圃場(2.0ha)

紫黒米(主食、種子用0.6ha)

アスパラガス苗(510本) ジャンボピーマン苗(1,035本)

サツマイモ苗(1,600本)

(4) 主な処理事項

4月30日	令和元年度決算監査
5月・6月	理事会・評議員会議案配布による書面決議
11月6日	令和2年度上半期仮決算監査
1月28日	理事会

令和2年度

事業損益計算書 (総括)

単位：円

科 目		決 算 額	本 年 度 計 画	前 年 同 期 実 績	備 考
事 業 収 入	基本財産運用収入	151,250	100,000	151,659	
	農業経営事業収入	24,034,979	25,000,000	22,415,802	
	農作業受託事業収入	99,384,569	105,500,000	103,619,108	
	林作業受託事業収入	0	0	545,455	
	農産加工事業収入	2,229,072	2,500,000	2,435,784	
	地方公共団体補助金	2,896,402	0	0	
	雑 収 入	125,106	0	273,010	
	受 取 配 当 金	281			
	固定資産売却益	513,854	0	0	
事業収入計		129,335,513	133,100,000	129,440,818	
事 業 費 用	農業経営事業費用	18,790,537	19,000,000	19,943,146	
	農作業受託事業費用	90,359,047	90,800,000	94,965,404	
	林作業受託事業費用	0	0	528,803	
	農産加工事業費用	5,037,748	5,000,000	5,353,091	
	事業管理費用	17,360,408	17,020,000	16,274,675	
事業費用計		131,547,740	131,820,000	137,065,119	
当期収益合計		▲2,212,227	1,280,000	▲7,624,301	

収支計算書

(収入の部)

単位：円

科 目		決 算 額	本 年 度 計 画	前 年 同 期 実 績	備 考
基本財産運用収入		151,250	100,000	151,659	
農業経営事業収入		24,034,979	25,000,000	22,415,802	
農作業受託事業収入		99,384,569	105,500,000	103,619,108	
内 訳	耕 耘	13,807,480	15,000,000	15,182,165	
	育 苗	53,419,726	55,000,000	54,602,050	
	田 植	4,514,463	6,000,000	5,659,255	
	稲 刈	12,450,308	13,000,000	12,490,609	
	ライスセンター	13,197,670	15,000,000	13,907,109	
	大 豆	1,994,922	1,500,000	1,777,920	
林作業受託事業収入		0	0	545,455	
農林産物生産加工事業収入		2,229,072	2,500,000	2,435,784	
地方公共団体補助金		2,896,402	0	0	
雑 収 入		125,106	0	273,010	
受 取 配 当 金		281			
固定資産売却益		513,854	0	0	
当 期 収 入 合 計		129,335,513	133,100,000	129,440,818	

収支計算書

(支出の部)

単位：円

科 目		決 算 額	本 年 度 計 画	前 年 同 期 実 績	備 考
	小 計	18,790,537	19,000,000	19,943,146	
農 業 經 営 事 業 費 用	給 料 手 当	3,266,825	4,000,000	3,588,802	
	臨 時 賃 金	789,125	500,000	579,790	
	福 利 厚 生 費	504,813	500,000	553,766	
	消 耗 品 費	3,586,912	4,000,000	4,065,349	
	燃 料 費	270,864	0	158,016	
	委 託 費	9,912,910	9,900,000	10,288,723	
	賃 借 料	0	0	0	
	車 輛 費 雑 費	300,000 159,088	0 100,000	600,000 108,700	
	小 計	90,359,047	90,800,000	94,965,404	
農 作 業 受 託 事 業 費 用	耕 耘	17,352,625	17,000,000	17,542,063	
	育 苗	41,121,322	40,800,000	41,479,898	
	田 植	3,698,187	3,900,000	3,849,888	
	稻 刈	9,422,949	9,600,000	9,813,634	
	ライスセンター	13,450,214	15,000,000	17,551,484	
	大 豆	5,313,750	4,500,000	4,728,437	
林 作 業 受 託 事 業 費 用		0	0	528,803	
農 林 産 物 生 産 加 工 事 業 費 用		5,037,748	5,000,000	5,353,091	
	小 計	17,360,408	17,020,000	16,274,675	
事 業 管 理 費 用	役 員 報 酬	4,320,000	4,320,000	4,800,000	
	給 料 手 当	5,213,850	5,300,000	5,123,100	
	福 利 厚 生 費	1,723,559	2,000,000	1,691,727	
	会 議 費	67,900	200,000	93,435	
	旅 費 交 通 費	16,336	100,000	1,782	
	通 信 運 搬 費	582,981	500,000	608,978	
	車 輛 費	0	0	0	
	消 耗 品 費	135,851	200,000	174,481	
	印 刷 費	103,579	300,000	90,228	
	水 道 光 熱 費	993,422	1,100,000	842,498	
	賃 借 料	394,200	300,000	311,800	
	租 税 公 課	743,341	700,000	252,600	
	支 払 利 息	0	0	0	
	雑 費	3,065,389	2,000,000	2,284,046	
当 期 支 出 合 計		131,547,740	131,820,000	137,065,119	

貸借対照表

単位：円

科目	金額		
資産の部			
流動資産		65,558,777	
現金	130,338		
当座預金	33,663,028		
定期預金	30,000,000		
未収金	1,765,411		
固定資産		146,378,103	
基本財産預金	121,250,000		
車輛機械	30,650,380		
減価償却	▲5,522,276		
除却	▲1		
投資等		100,000	
出資金	100,000		
資産合計			212,036,880
負債の部			
流動負債		4,200,490	
未払金	714,625		
預り金	424,965		
未払法人税	72,000		
未払消費税	2,988,900		
負債合計			4,200,490
正味財産の部			207,836,390
基本金	121,250,000		
繰越剰余金	88,798,617		
当期剰余金	▲2,212,227		
負債及び正味財産合計			212,036,880

財産目録

令和3年3月31日現在

単位：円

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
現金	130,338		
当座預金	33,663,028		
定期預金	30,000,000		
未収金	1,765,411		
流動資産計		65,558,777	
固定資産			
基本財産預金	121,250,000		
車輛機械	25,128,103		
固定資産計		146,378,103	
投資等			
出資金	100,000		
投資計		100,000	
資 産 合 計			212,036,880
負債の部			
流動負債			
未 払 金	714,625		
預 り 金	424,965		
未払法人税	72,000		
未払消費税	2,988,900		
流動負債計		4,200,490	
負 債 合 計			4,200,490
正 味 財 産			207,836,390

正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

単位：円

科 目	金 額	
1. 増加原因の部		
1) 基本財産運用収入		151,250
基本財産利息収入	151,250	
2) 事業収入		125,648,620
農業経営事業	24,034,979	
農作業受託事業	99,384,569	
林作業受託事業	0	
農林産物生産加工	2,229,072	
3) 地方公共団体補助金		2,896,402
地方公共団体補助金	2,896,402	
4) 雑収入		125,387
その他	125,106	
受取配当金	281	
5) 固定資産売却益		513,854
固定資産売却益	513,854	
合 計		129,335,513
2. 減少原因の部		
1) 事業費		114,187,332
農業経営事業	18,790,537	
農作業受託事業費	90,359,047	
林作業受託事業	0	
農林産物生産加工	5,037,748	
2) 事業管理費		17,360,408
役員報酬	4,320,000	
その他費用	13,040,408	
合 計		131,547,740
当期正味財産増減額		▲2,212,227
前期繰越正味財産		210,048,617
期末正味財産額		207,836,390

監査報告

令和3年4月16日

一般財団法人宍粟北みどり農林公社
理事長 福元 晶三 殿

監事 中岡 一夫 
監事 八木 良介 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべての点において適正に表示しているものと認めます。

- (3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

令和3年度

事業計画

(第28期)

事業概要 1

事業損益計画 2

貸借対照表 3

自・令和3年4月 1日

至・令和4年3月31日

(一財) 宍粟北みどり農林公社

1. 事業概要

(1) 農業経営事業

項目	面積	備考
農業経営	23.1ha	水稲10.9ha(内酒米3.4ha) 黒大豆6.7ha 白大豆2.0ha その他3.5ha

(2) 農作業受託事業

事業種目	本年度計画	前年度実績	備考
耕耘	62.0ha	60.0ha	
内訳 耕起	30.0ha	27.3ha	
代かき	20.0ha	22.2ha	
肥料散布	10.0ha	8.2ha	
畝立中耕	2.0ha	2.3ha	
防除(稲)	300.0ha	276.3ha	
防除(豆)	30.0ha	36.8ha	
育苗	72,000枚	71,587枚	
田植	35.0ha	31.1ha	
刈取	65.0ha	62.8ha	
ライスセンター	500.0t	470.2t	
黒大豆	10.0t	9.3t	

(3) 生産及び加工等の研究

丹波黒大豆原種ハウス(7棟 1.5a) 黒大豆採種圃場(2.1ha)

紫黒米(主食0.6ha)

アスパラガス苗 ジャンボピーマン苗

サツマイモ苗

令和3年度 事業損益計算書 (総括)

(単位: 千円)

科 目		本年度計画	前年度実績	備 考	
事業 収 入	基本財産運用収入	100	151		
	農業経営事業収入	25,000	24,035		
	農作業受託事業収入	103,000	99,385		
	内 訳	耕 耘	14,000	13,807	
		育 苗	54,000	53,420	
		田 植	5,000	4,515	
		稲 刈	13,000	12,450	
		ライスセンター	15,000	13,198	
		大 豆	2,000	1,995	
	林作業受託事業収入	0	0		
	農産加工事業収入	2,500	2,229		
	地方公共団体補助金	2,000	2,896		
	雑 収 入	0	125		
	受 取 配 当 金	0	1		
固定資産売却益	0	514			
事業収入計		132,600	129,336		
事業 費 用	農業経営事業費用	18,700	18,791		
	農作業受託事業費用	91,500	90,359		
	内 訳	耕 耘	15,400	17,353	
		育 苗	41,500	41,121	
		田 植	3,600	3,698	
		稲 刈	11,100	9,423	
		ライスセンター	14,100	13,450	
		大 豆	5,800	5,314	
	林作業受託事業収入	0	0		
	農産加工事業費用	5,300	5,038		
事業管理費用	16,500	17,360			
事業費用計		132,000	131,548		
当期利益金		600	▲2,212		

貸借対照表

単位：千円

科 目	金 額	
資産の部		
流動資産		59,608
現金	150	
当座預金	27,458	
定期預金	30,000,000	
未収金	2,000	
固定資産		151,250
基本財産預金	121,250,000	
車輛機械	30,000	
投資等		100
出資金	100	
資産合計		210,958
負債の部		
流動負債		2,522
未払金	1,000	
預り金	450	
未払法人税	72	
未払消費税	1,000	
負債合計		2,522
正味財産の部		208,436
基本金	121,250	
繰越剰余金	86,586	
当期剰余金	600	
負債及び正味財産合計		210,958

報告第3号

繰越計算書の報告について

繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び第150条第3項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

令和2年度 宋栗市繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画及び総合戦略策定事業	4,079,000
		千種生活圏拠点施設整備事業	240,661,000
		山崎市民局跡地土地調査業務	11,471,000
		WEB会議システム整備事業	6,600,000
		ビデオ会議システム整備事業	12,146,000
		環境基本計画策定事業	4,596,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害福祉システム改修業務	1,045,000
4 衛生費	1 保健衛生費	一宮北部地域医療拠点施設整備事業	58,347,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,275,000
	2 清掃費	中井橋地域生活排水施設移設事業	3,500,000
5 農林水産業費	1 農業費	土万ふれあい木工館解体事業	23,851,000
		地籍調査事業	50,600,000
6 商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業	14,200,000
		飲食店等経営継続応援給付金事業	10,000,000
		ちくさ高原キャンプ場整備事業	20,000,000
		一宮温泉「まほろばの湯」修繕事業	16,665,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	98,000,000
		橋梁維持補修事業	71,000,000
9 教育費	1 教育総務費	新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校・中学校）	15,600,000
	2 小学校費	小学校自動水栓整備事業	19,871,000
		学校施設営繕事業	12,837,000
		学校施設トイレ改修事業	68,974,000
	3 中学校費	中学校自動水栓整備事業	2,629,000
		学校施設トイレ改修事業	86,887,000
	4 幼稚園費	新型コロナウイルス感染症対策事業（幼稚園）	1,500,000
5 社会教育費	波賀城史蹟公園遊歩道改修事業	12,670,000	
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	14,738,000
		林業施設災害復旧事業	53,500,000
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	72,800,000
合 計			1,015,042,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
3,344,000					3,344,000
231,606,000			225,300,000	5,684,000	622,000
11,471,000			600,000		10,871,000
6,600,000		6,600,000			
12,146,000		2,146,000			10,000,000
2,765,000					2,765,000
1,045,000		522,000			523,000
58,347,000		58,347,000			
3,829,000		3,829,000			
3,500,000					3,500,000
23,851,000					23,851,000
50,600,000		39,571,000			11,029,000
10,500,000		10,500,000			
10,000,000		10,000,000			
20,000,000		20,000,000			
16,665,000					16,665,000
89,914,000			86,600,000		3,314,000
67,830,000		39,497,000	27,900,000		433,000
15,600,000		15,600,000			
19,871,000		19,871,000			
12,837,000		4,322,000	8,500,000	15,000	
68,124,000		67,124,000			1,000,000
2,629,000		2,629,000			
86,887,000		26,872,000	59,500,000	515,000	
1,500,000		1,500,000			
12,670,000		12,670,000			
14,738,000		9,449,000			5,289,000
53,500,000		45,721,000	4,300,000		3,479,000
72,800,000		44,616,000	8,100,000		20,084,000
985,169,000	0	441,386,000	420,800,000	6,214,000	116,769,000

国民健康保険診療所特別会計

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 施設管理費	オンライン資格確認システム整備事業	939,000
合 計			939,000

令和2年度 宍粟市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額
				支出 済 額	支出 未済額	
2 総務費	1 総務管理費	千種生活圏拠点施設整備事業	29,592,000	28,149,300	1,442,700	300
7 土木費	4 都市計画費	都市計画マスタープラン等改定事業	3,153,600	0	3,153,600	400
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	34,521,600	11,200,000	23,321,600	1,507,400
合 計			67,267,200	39,349,300	27,917,900	1,508,100

(単位：円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
939,000					939,000
939,000	0	0	0	0	939,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
	既収入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般 財源	
		国 県 支出金	地方債	その他		
1,443,000			1,300,000	143,000		土壌汚染対策法による土地調査に関連し、工事を一時中断したため。
3,154,000					3,154,000	策定中の総合計画の内容に即して本事業を進めていたが、総合計画の策定が延長されたため。
24,829,000		18,585,000	3,800,000		2,444,000	隣接する河川管理者による河川災害復旧工事の完成後に着手することとなっていたが、当該工事の完成が遅れたため。
29,426,000	0	18,585,000	5,100,000	143,000	5,598,000	

令和2年度 宋粟市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	中井橋上水道管移設工 事	9,000,000		9,000,000
		平瀬橋水道添架管移設 工事	5,000,000		5,000,000
		市道山田下広瀬線道路 改良関連上水道工事	2,000,000		2,000,000
合 計			16,000,000	0	16,000,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 水道事業費 用	1 営業費用	水道ビジョン策定事業	8,900,000		8,900,000
合 計			8,900,000	0	8,900,000

(単位：円)

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	移設補償費	損益勘定留保資金			
5,500,000	3,000,000	500,000			水道管を添架する県道橋の架替工事が翌年度に繰り越されたため、年度内の完了が困難となった。
4,700,000		300,000			水道管を添架する市道橋の架替工事が翌年度に繰り越されたため、年度内の完了が困難となった。
1,900,000		100,000			市道改良工事に合わせて支障となる水道管を移設するものであるが、当該工事が翌年度に繰り越されたため、年度内の完了が困難となった。
12,100,000	3,000,000	900,000	0		

(単位：円)

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	損益勘定留保資金			
	8,900,000			水道事業経営審議会の専門部会を経てビジョンを策定する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症対策により専門部会の開催を延期したため、年度内の業務完了が困難となった。
0	8,900,000	0		

令和2年度 宋栗市下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	山田千本屋雨水幹線整備事業用地登記業務	8,000,000		8,000,000
		市道山田下広瀬線道路改良関連下水道工事	1,300,000		1,300,000
		神戸浄化センター他長寿命化設計業務	4,378,000		4,378,000
合 計			13,678,000	0	13,678,000

(単位：円)

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
3,311,000	4,600,000	89,000			業務における調査の結果、土地を所有している会社が解散していることが判明し、筆界特定制度による手続きが必要となり、その手続きに不測の期間を要することから、業務期間の延伸が必要なため。
	1,300,000				市道改良工事に合わせて支障となる下水道管等を移設するものであるが、当該工事が翌年度に繰り越されたため、年度内の完了が困難となった。
2,189,000	2,100,000	89,000			老朽化が進行している機器の早期更新を行い、施設の長寿命化を図る必要があり、社会資本整備総合交付金の割当を有効利用し、事業を前倒しして実施するため。
5,500,000	8,000,000	178,000	0		

令和2年度 宍粟市病院事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	小型簡易陰圧装置購入	5,874,000		5,874,000
合 計			5,874,000	0	5,874,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 病院事業費用	1 医業費用	宍粟市新病院整備に係る基本計画策定等支援業務	5,000,000		3,949,745
合 計			5,000,000	0	3,949,745

(単位：円)

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	損益勘定留保資金			
	5,874,000			年度内での入手が困難なため。
0	5,874,000	0		

(単位：円)

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	損益勘定留保資金			
	3,949,745	1,050,255		検討委員会の審議に時間を要したため、年度内完了に至らなかった。
0	3,949,745	1,050,255		

報告第4号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

記

片山一般廃棄物最終処分場における車両財物事故の損害賠償

相手方



過失割合 市80%

損害賠償額 114,400円

専決年月日 令和3年3月24日



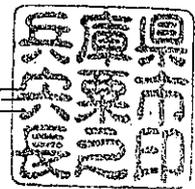
専決第4号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月24日

宍粟市長 福元 晶



片山一般廃棄物最終処分場における車両財物事故の損害賠償に係る
和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和2年11月17日午前10時00分頃、宍粟市山崎町片山342番地2の片山一般廃棄物最終処分場において、市の指示に従い不燃廃棄物を降ろそうとした際に車両後部のバンパーが破損した事故に係る損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を80%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として、114,400円を支払うものとする。

報告第5号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月4日提出

宍粟市長 福元晶三

記

令和3年3月10日公用車が起因となる物損事故

相手方

過失割合 市80%

損害賠償額 322,446円

専決年月日 令和3年5月21日



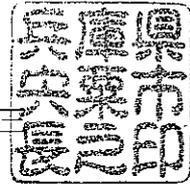
専決第1号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年5月21日

宍粟市長 福元 晶



物損事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市は、令和3年3月10日午前11時5分頃、宍粟市山崎町山崎495番1地先の路上で発生した市公用車と一般車両が衝突した事故における損害賠償について、次により和解し、及び損害賠償の額を定める。

1. 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 和解の要旨

本件事故における市の過失責任を80%とし、市は、本件事故に係る損害賠償金として322,446円を支払うものとする。